

## 相続の基礎知識

平成20年1月23日

弁護士 木村良夫

TEL 052-218-3767

### 1 相続とは

＝人（被相続人）が死亡した後、その人の財産すべてを相続人などに承継させること

（民法 882 条、896 条）

- ・生前に相続放棄させることは、できない。
- ・生前にできるのは、遺留分の放棄。但し、家裁の許可が必要(1043 条)

### 2 誰が相続人か

(1) 配偶者（夫または妻）は、常に相続人(890 条)

(2) 第1順位 子(887 条1項)

第2順位 両親(またはその親。889 条1項1号)

第3順位 兄弟姉妹(889 条1項2号)

(3) 代襲相続

＝被相続人が死亡する前に子や兄弟姉妹が死亡しているときは、その子が相続人になる(887 条2項3項、889 条1項2号)

→甥、姪までは、相続人になる可能性がある。

### 3 相続人の相続分は？

(1) 配偶者がいるとき(900 条1号ないし3号)

① 配偶者1/2 子1/2 →子は、1/2を頭数で割る。

② 配偶者2/3 両親1/3 →両親がいれば、各1/6

③ 配偶者3/4 兄弟姉妹1/4 →兄弟姉妹は、頭数で割る

(2) 配偶者がいないとき →相続人の頭数で割る (900 条4号)

→戸籍によって調査する。

注：養子縁組や婚姻が無効ではないかという争いがあるときは、訴訟で確定する必要がある。

### 4 相続の承認・放棄

原則として、被相続人の死亡後、3か月以内に相続を承認するか、放棄するかを定める必要がある(915 条1項)。

→債務超過なら、相続放棄をする＝家庭裁判所に「申述」する (938 条)。

### 5 遺産の範囲の確定

相続の対象となるのは、被相続人の財産一切(896 条)

→遺産調査

- ・不動産は、登記簿。預金は、残高証明。その他は、財産に応じて。
- e x : 子ども名義だが、実質は、被相続人の所有である場合  
相続人全員に争いがなければ、遺産に含めればよいが、争いがある場合は、訴訟によって、誰のものかを確定する必要がある。
- ・借金などの債務も相続する。

## 6 どういう形で相続するのか

### (1) 預金や貸金など、単純に分割できるもの

＝相続と同時に法定相続分にしたがって、分割相続する。

↓

借金も同じ！

### (2) 不動産や株式など、単純には、分割できないもの

＝相続人全員の共有となる。

↓

遺産分割が必要になる。

## 7 遺産分割は、どのように行うのか

原則は、協議(907条1項)→遺産分割協議書の作成。

協議ができないときは、家庭裁判所による調停→審判。

## 8 法定相続分の修正

### (1) 寄与分(904条の2)

＝被相続人の財産の維持や増加に「特別の寄与」をした相続人がいれば、その寄与分を相続財産から控除する。

→「特別の寄与」が必要であり、例えば、生前に被相続人を看病しただけでは、「特別の寄与」には、ならない。

→争いがあれば、家庭裁判所に寄与分の申立てをする。

### (2) 特別受益(903条)

＝被相続人の生前に、生計の資本として贈与を受けた相続人がいるときは、特別受益分を相続財産に加え、法定相続分から、特別受益を控除する。

## 9 遺言

＝被相続人は、生前に遺言をすることによって、どのように遺産分割をさせるかなどを決定できる。

### (1) 遺言書の作り方

#### ① 全文、日付、氏名を自筆で書き、押印＝自筆証書遺言(968条1項)

e x : 「私は、私の全財産をAに相続させます。」などの単純な内容なら、自筆証書遺言でよい。

↓

被相続人の死亡後、家庭裁判所による「検認」が必要(1004条1項)

② 公証人に作成してもらおう＝公正証書遺言（969条）

→証人二人の立ち会いが必要。弁護士や信託銀行の利用。

↓

被相続人の死亡後、家庭裁判所による「検認」は不要（1004条2項）

(2) 遺言の効力

① 遺言の効力に争いがあるときは、訴訟によって、有効か無効かを確定する。

e x : 被相続人は、遺言をしたときに痴呆だった？

② 複数あるときは、後の遺言が有効(1023条)。

→遺言は、毎日、書き換えができる。

③ 遺言者は、自分の財産全部を自由に処分できるわけではない。

→法定相続人の遺留分を侵害できない。

10 遺留分

被相続人が遺言によっても奪えない相続分

(1) 遺留分権利者→兄弟姉妹以外の相続人

(2) 遺留分の割合(1028条)

① 両親のみが相続人のときは、 $1/3$

② ①以外は、 $1/2$ →これを法定相続分で割った割合が自分の遺留分

(3) 遺留分を主張するかどうかは、権利者の自由

→遺留分を主張するのであれば、1年以内に（1042条）

11 税金の問題

基礎控除（5000万円＋相続人の数×1000万円）を超える相続財産があるときは、相続税の申告が必要。

注：平成27年1月1日以降の相続は、基礎控除は、3000万円と相続人の数×600万円

＝相続税の申告期限は、被相続人死亡後、10か月以内

→10か経過までに、遺産分割協議ができないときは、いったん法定相続分で申告し、遺産分割成立後、修正申告する。

↓

相続税の考え方と民法の考え方が違う部分がある。

e x : 生命保険は、民法上、相続財産ではないが、税法では、相続財産。

→税理士などの専門家に相談することが必要。